

防犯指針の改定と普及啓発について

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

1 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針の概要

(1) 防犯指針とは

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」（以下、「防犯指針」という。）は、学校、道路、住宅、深夜商業施設等における犯罪を防止するために配慮すべき事項や必要な方策について示したものである。「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づき、安全・安心まちづくりを進めるための指針として、平成19年3月に策定した。

策定から10年以上が経過し、社会情勢も変化していることから、平成28年度に策定した「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第3期）」及び「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を踏まえ、本年1月に改定したものである。

(2) 基本的な考え方

犯罪が発生しやすい場所として、一般的に「入りやすく」「見えにくい」場所が、危険性が高いと捉えられており、その逆の「入りにくく」「見えやすい」場所が多いまちづくりを目指すことで、犯罪を誘発する要因を除去し、安全・安心まちづくりを推進する。

<基本的な5つの考え方>

- 照度・見通しの確保
- 犯罪被害対象への犯罪企図者の接近の防止
- 犯罪被害対象の防犯能力の向上
- 地域住民等の連携の強化
- 防犯設備の効果的な活用

別添「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針（平成29年度改定版）参照

(3) 防犯指針の6つの指針

- ア 児童等の安全の確保のための指針
- イ 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針
- ウ 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針
- エ 深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針
- オ 大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 ※
- カ 社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 ※

※ 大規模小売店舗等，社会福祉施設等に関する指針については，今年1月の改定の際に新たに追加。

(4) 活用方法

各指針の「チェック票」を活用し，施設の管理者等が自ら防犯上の危険箇所をチェックし，十分ではない項目については，防犯指針に基づき対策を講じる。

例：社会福祉施設等の安全の確保のための指針チェック票

社会福祉施設等の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
門扉等 (指針 58P)	○不審者侵入防止のため，門扉等を設置し，道路や敷地の境界線を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>
	○事務室等から死角とならない位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
	○人の出入りを感知するセンサー付きライト等は設置されているか。	<input type="checkbox"/>
窓 (指針 58P)	○消防署等関係機関に確認の上，防犯フィルム等をはり付けるなど，窓ガラスは防犯性能が高いものか。	<input type="checkbox"/>
鍵、暗証番号 (指針 59P)	○警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更し，元職員や元利用者など関係者以外の者が不正に侵入できないようになっているか。	<input type="checkbox"/>
受付 (指針 59P)	○受付において来訪者を確実にチェックしているか。	<input type="checkbox"/>
	○来訪者に識別用の来訪者証等を着用させているか。	<input type="checkbox"/>
	○ミーティング等を行い，当日の来訪者について職員が把握しているか。	<input type="checkbox"/>
侵入時に備えた器具 (指針 60P)	○さすまた等の不審者侵入時に備えた器具を整備しているか。	<input type="checkbox"/>
	○さすまた等の器具は普段は利用者等が使用できないように管理されているか。	<input type="checkbox"/>
防犯訓練 (指針 60P)	○不審者侵入等の緊急事態を想定した訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>

2 防犯指針の周知に向けた取組

(1) 関係団体等への防犯指針（冊子，リーフレット）の送付，ホームページへの掲載

宮城県防犯協会連合会，市町村，警察，学校，教育委員会，マンション管理士会，コンビニエンスストア，社会福祉協議会等に冊子及びリーフレットを送付するとともに，ホームページに掲載。

(2) 地域安全マップ作成教室（地域防犯リーダー養成講座）における周知

地域安全マップ作成を通じ，「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」でも活用されている「入りやすく」「見えにくい」場所が危険であるという基本的な考え方について，フィールドワークを通して普及啓発を図る。

◆ 平成29・30年度開催実績（予定を含む。）

開催日	場所（参加者）	参加人数	内容
平成29年10月3日（火）	石巻市中央公民館 （市防犯協会連合会石巻支部役員， 実働隊員）	18人	・犯罪機会論と地域安全マップについての講義 ・地域安全マップ作成実習 （フィールドワーク，マップ作成，発表） 講師：立正大学 小宮 信夫教授（犯罪社会学）
平成29年10月11日（水）	柴田町船岡生涯学習センター （防犯ボランティア団体，防犯協会，各行政区，防犯実働隊等）	32人	
平成30年11月8日（木）	柴田町槻木生涯学習センター （防犯ボランティア団体，防犯協会，各行政区，防犯実働隊等）	26人	
平成31年3月9日（土）	仙台市で実施予定		



地域安全マップ

(H30. 11. 8 柴田町開催)

(3) 安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラムにおける周知

各圏域における安全・安心まちづくりの活動に自主的に取り組んでいる多様な団体が集まり、情報交換や事例発表等を行い、交流を図る本フォーラムにおいて、防犯指針を説明。

◆平成30年度開催実績（計2回）※今年度から実施

	沿岸地域	県南地域
日時	平成30年9月5日（水）	平成30年11月29日（木）
会場	石巻市河北総合センター（ビッグバン）	ホテル原田 in さくら
対象地域	石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市、女川町、南三陸町	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、村田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町
対象者	防犯協会員、防犯ボランティア、学校関係者、民間事業者、防犯指導（実働）隊、行政職員、警察署員等	
参加者	43名	44名
内容	<p>【記念講演】 「子どもを犯罪被害から守るための基礎知識」 仙台大学体育学部 准教授 田中 智仁 氏</p> <p>【事例発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども110番パトロール事業」について（一般社団宮城県建設業協会） ・「あさがおグリーン作戦」（只越地区子ども会（気仙沼市））※沿岸地域で発表 ・「大河原ながら見守り隊」について（大河原町総務課）※県南地域で発表 <p>【交流会】（グループディスカッション）</p>	

※平成31年度は県北地域及び中央地域で実施予定。

(4) 地域安全教室における周知

県内各地で安全・安心まちづくり活動を行っている団体が主催する講習会等である「地域安全教室」に当課職員を講師として派遣し、防犯指針及び犯罪機会論に基づく効果的なパトロール（犯罪企図者が「入りやすく」「見えにくい」場所が危険な場所であることから、同所を重点的にパトロールする等）について説明。

今年度、地域安全教室に当課職員を派遣した回数：8回（平成30年11月末現在）

(5) 社会福祉施設向け不審者対応訓練における周知

県内の社会福祉施設等の職員らを対象とする不審者対応訓練を実施する予定。平成29年度は障害者福祉施設において訓練を実施したことから、平成30年度は高齢者福祉施設及び児童福祉施設において訓練を実施し、併せて「社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」について説明する予定。

(6) 大規模小売店舗等に対する周知および助言

関係団体等と連携し、大規模小売店舗等に対して、「大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」を説明し、普及を図るとともに、チェック票を活用した安全対策に関する助言を実施予定。